

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	ハイレベル政治フォーラム拠出金			種別	任意拠出金	30年度 予算額	13,952千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	複数の多数国間環境条約事務局等に拠出								
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：本件拠出金は、2001年度から開始。多数国間環境条約事務局等への拠出により、各条約の締約国会議や関連会合、能力開発セミナーやその他の個別プロジェクトの実施を支援し、特に途上国による多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進を目的としている。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、多数国間環境条約等の締約国会議・関連会合の開催や個別プロジェクトの実施を支援し、途上国における多数国間環境条約の遵守及び実施等を促進することを目標とする。2017年度は、ワシントン条約（CITES）事務局（象密猟監視プロジェクト）、ラムサール条約事務局（アドバイザリー・ミッション・プロジェクト支援）、気候変動枠組条約事務局（特別作業部会開催支援）、パーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局（PCB廃絶の進捗報告書作成支援）に拠出。</p>								
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・本件拠出は、多数国間環境条約等の締約国会議や関連会合、能力開発セミナーや個別プロジェクトの実施を支援し、特に途上国による多数国間環境条約の遵守及び実施等の促進を目標としているところ、本件に拠出し、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、非常に重要。 ・本件拠出により、各種多数国間環境条約のプロジェクトを支援することで、途上国によるこれら条約の遵守及び実施等の促進に貢献したほか、途上国の会議出席を促進し先進国・途上国双方の参加する有意義な議論の実施等に貢献した。例えば、2016年度には、ワシントン条約（CITES）のジンバブエにおける象密猟監視プロジェクトやラムサール条約の中央アジア地域における湿地保全に関する能力開発プロジェクトを支援し、当該国・地域における各条約の遵守及び実施促進に貢献したほか、国連海洋会議や気候変動枠組条約締約国会議等への途上国の会議参加を支援し、それぞれの会議における有意義な議論の実施等に貢献した。 ・本拠出金は、多数国間環境条約事務局等と協議の上、日本として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するものである。そうした協議の機会を通じて、上記の点が適切に推進されるように働きかけを行っている。 								
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年度の拠出先のいずれにおいても、機関全体の財政報告書について監査が行われており、特段の問題は指摘されていない。また、機関全体の財政報告書は遅滞なく提出されている。 								
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要 性	<ul style="list-style-type: none"> ・多数国間環境条約の締約国、特に途上国による当該条約の遵守及び実施等を促進することは、持続可能な開発目標（SDGs）、とりわけ日本政府として策定したSDGs実施指針において、優先課題の一つに掲げられる「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」等の環境関連の目標を実現する上で極めて重要。 ・主要先進国は各国とも途上国の能力開発等締約国会合や関連会合等への出席支援等を行っており、各条約の締約国会議（COP）等において日本の発言力や影響力を確保する上で、本件拠出は非常に有用である。各条約事務局の活動の大枠及び予算は、日本を含む締約国が出席するCOPにおいて決定されており、日本は、拠出先の各条約において締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。 ・本件拠出は、案件ごとに多数国間環境条約事務局等に拠出するものであり、主に日本政府や日本の独立行政法人等が直接的な事業を効果的・効率的に実施することが困難な案件や、当該事務局等を活用した方が効果的と考えられる案件に拠出されている。 								
4 日本人職 員・ポストの 状況等	拠出先	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)		
	ワシントン条約事務局	15	1	0	6.7%	1	0		
	ラムサール条約事務局	19	0	0	0%	0	0		

	気候変動枠組条約事務局	233	9	0	3.9%	9	0
	バーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約事務局	36	1	0	2.8%	1	0
その他特記事項：							
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	日本の関連施策等に照らし、実施案件を決定。案件ごとに多数国間環境条約事務局や国際機関等と案件の詳細について調整。					
	DO	案件ごとに多数国間環境条約事務局や国際機関等による予算執行、案件実施。これら条約事務局や国際機関等との協議等を通じ、その活動をモニタリング。					
	CHECK	実施案件ごとの事業報告書、財政報告書等により成果を評価。					
	ACT	実施案件ごとに条約事務局や国際機関等との協議等を通じ、必要に応じて改善を提言。					
	・財政状況の報告 2017年度の拠出先については、事業実施中又は事業実施・終了から間もないため、事業報告書や財政報告書は提出されていないものの、2016年度のすべての拠出先からは事業報告書、財政報告書が提出されており、内容についても使途等を始め特段の問題は無い。						
担当課室名	地球環境課						